

売れて
います!

町制施行90周年記念 『葉山町の歴史とくらし』

葉山の「懐かしい」や「驚き」が
詰まった町史になりました



原始から現代まで
内容盛りだくさん
約300ページの内容は、
時代ごと、地区ごとなど
で歴史を振り返るので、
葉山町に詳しくな
れる一冊です。

地図や年表に
こだわっている

石碑めぐりの地図は町
歩きにぴったり！日本・世界
の歴史と葉山の歴史を一緒
に見られる年表も便利。

写真が多くて
読みやすい！

町の自然や出来事につ
いて、カラーの写真が
たくさん掲載されてい
るので、読むのが楽し
くなります。



しおりは2種類から
選べます



町制施行90周年記念
葉山町の歴史とくらし

販売価格 1,500 円

販売場所

※1月号でお知らせした場所から変更があります。

町施設
5か所

町役場1階 売店 2階 企画調整課
保育園・教育総合センター2階 生涯学習課
図書館1階 事務室 葉山しおさい博物館

書店
4か所

文教堂 葉山店 ブックス二宮 (JR 逗子駅前)
いけだ書店 新逗子店 椿書房 (逗子郵便局近く)

所得税の確定申告期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです

確定申告はお早めに

1 確定申告の期間

- ① 所得税及び復興特別所得税
2月16日(月)～3月16日(月)
- ② 贈与税
2月2日(月)～3月16日(月)
- ③ 個人消費税
3月31日(火)まで

※納期限は①②が3月16日(月)、③が3月31日(火)です。現金での納付は、納付書を添えてお近くの金融機関か税務署の納税窓口にお越しください。

2 便利な振替納税

振替納税を希望する人は、3月16日(月)までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署に提出してください。

振替依頼書は税務署窓口のほか、国税庁HPからダウンロードすることもできます。

〔所得税及び復興特別所得税〕

振替日 4月20日(月)

〔個人消費税〕

振替日 4月23日(木)

※すでに振替納税を利用していても、転居によって所轄税務署が変わると、新たに振替依頼書の提出が必要になります。

3 パソコンで作成

簡単ダウンロード！

確定申告書関係の用紙は、国税庁HPからダウンロードできます。トップページの確定申告書等作成コーナー「各種様式」をご覧ください。



自宅や事業所から
申告できて便利だわ！

作成もできる！

インターネット環境とパソコン、プリンタのある人は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から所得税・贈与税・消費税の申告書・青色決算書などの作成ができます(画面の説明に沿って金額等を入力)。

作成した申告書は、印刷後に必要書類を添えて税務署に提出することができます。

お問合せは……

操作に関する場合は、e-Tax作成コーナーヘルプデスク(☎0570-0115901)へお問い合わせください。

※祝日を除く月曜から金曜までの9時～20時

(2月22日、3月1日、8日、15日の各日曜は実施)

4 税理士無料相談

年金受給者や給与所得者、小規模事業者の所得税・個人消費税などの申告が対象です。譲渡所得(土地・建物及び株式など)のある人や相談内容が複雑な人、所得金額が高額な人はご遠慮ください。

混雑した場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

日時 2月5日(木)

9時30分～16時

(12時～13時は除く)

※受付は15時30分まで。

場所 福祉文化会館

※車での来場はご遠慮ください。

★申告書提出のみの人は★

確定申告書等を提出するだけの人には、直接税務署に提出(郵送も可)するか、町役場まで提出してください。提出期間は2月2日(月)から3月16日(月)までの開庁日です。

問合せ

葉山町税務課

☎内線 251～3

鎌倉税務署

☎0467-22-5591

5 鎌倉税務署

申告書作成会場の
開設期間を下記確認ください

期間（5日までは会場がありません）

2月6日（金）～3月16日（月）

申告書受付 8時30分～17時

相談 9時～17時

※閉庁日は通常、受付等をしていま

せんが、2月22日（日）、3月1

日（日）のみ実施します。

※駐車場はありませんので、公共交

通機関等でお越しください。

税務署に来署される

皆さんへのお願い

◎パソコン操作にご協力を

税務署では平成19年からパソコン

を利用しての確定申告書作成をお願

いしています。ご自分でパソコンが

操作できる方を優先させていただきます

場合がありますので、ご了承ください

い。

◎駐車場はありません

税務署の駐車場は4月下旬まで利

用することができません。臨時駐車

場もありませんので、来署には、公

共交通機関等をご利用ください。

◎確定申告に関する問合せは

個人課税第1部門へお願いいたします。

葉山町税務課からのお知らせ

申告書の受付と簡易相談（予約制）は
町役場でも実施しています

※いずれも役場閉庁日を除きます

1. 申告書受付（記載済みに限る）

期間 2月2日（月）～3月16日（月）

場所 役場1階 税務課

2. 簡易相談（予約制）

給与や公的年金受給者を対象とした簡易
な相談を受け付けます（要源泉徴収票）。

期間 2月16日（月）～3月16日（月）

※事前に電話での予約が必要です（先着順）。

予約受付期間

2月4日（水）～2月13日（金）

9時～16時30分（12時～13時は除く）

予約専用ダイヤル（FAXやメール等不可）

☎876-2600

※受付開始直後は電話が集中するため、つ
ながりにくいことがあります。

相談できない申告

- 所得に事業所得、不動産所得、譲渡所得、
配当所得、一時所得、公的年金以外の雑
所得がある場合
- 控除に雑損控除、住宅借入金等特別控除、
寄附金控除、外国税額控除、損失繰越控
除がある場合
- 準確定申告（死亡した人の申告）、過年度
の申告

個人住民税の特別徴収制度の
推進に取り組んでいます

個人住民税の特別徴収（給与からの天引
き）は、事業主が従業員に代わり毎月の給
与から個人住民税を差し引いて市町村に納
入する制度で、従業員数や経営の規模にか
かわらず、給与支払者の法定義務となっ
ています。

神奈川県内では、平成28年度までに県内
全市町村で特別徴収の完全な実施を目指し
ています。

まだ特別徴収を行っていない事業所にお
いては、従業員の住民税の特別徴収への切
り替えをお願いします。

事業所等への負担に配慮し、特別徴収へ
の切り替えに係る経過措置がありますので、
お問い合わせください。

